

秋田公立美術大学国際交流センター規程

平成29年4月1日
規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（以下「学則」という。）第5条の3の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、秋田公立美術大学国際交流基本方針に基づき、秋田公立美術大学における国際交流事業を実効性のあるものとするため、国際交流事業に関する業務を一元的に担い、本学の国際化および基本方針の具現化に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 海外の大学および研究機関等との協定に関する業務
- (2) 学生の留学等に関する業務
- (3) 教職員等による国際交流に関する業務
- (4) 学生および教員等の作品による国際交流に関する業務
- (5) グローバル人材育成に関する業務
- (6) 前5号に掲げるもののほか、国際交流に関する業務

(組織および教員)

第4条 学則第10条の3に規定するセンター長は、学長の命を受け、センターを運営する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長の選考方法は、別に定める。
- 5 センター長の命を受けて第3条に規定する業務を行うため、センターに教員を置く。

(委員会)

第5条 センターに必要な応じて、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターの事務を所掌するため、センターに事務長を置く。

2 センターに、前項の事務長のほか、その他必要な職員を置くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。